

回覧

猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

○目的

望まれない妊娠により生まれる猫を減らすことで殺処分を減少させ、猫に起因する被害等の防止を図り、もって良好な生活環境を保持することを目的として、猫の飼い主等に対し、不妊・去勢手術費の一部を補助します。

○補助対象者

次に掲げる要件の全てに該当する方

- ・村内に住民登録があり、かつ居住している方
- ・猫の飼い主及び所有者のいない猫を責任を持って世話している方
- ・獣医師による手術を受けさせた方
- ・村税等の滞納のない方

○補助金額(1匹当たりの上限)

- ・メスの場合(不妊手術) 1匹につき 5,000円
- ・オスの場合(去勢手術) 1匹につき 3,000円

※1年度につき、1世帯3匹を限度とします。

○申請方法

- 1 動物病院で不妊または去勢を受け、領収書を発行してもらってください。
- 2 手術後3カ月以内に、「補助金交付申請書兼請求書」(様式第1号)を記入し、必要書類を添えて、産業課窓口へ提出してください。

○必要な添付書類

- ・領収書(原本)
- ・不妊・去勢手術を受けた当該猫の写真(全体)
- ・申請者名義の預金通称の写し等(口座情報の分かるもの)
- ・(必要時) その他村長が必要と認める書類

申請書類につきましては、昭和村HPもしくは、役場産業課までお願いいたします。
ご不明なことがありましたら、下記役場産業課へお問合せください。

担当 役場産業課 産業振興係
TEL 0278-25-3436